

申 請

令和3年8月12日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき令和3年4月19日付け指示について、下記のとおり申請します。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
福島県伊達市において産出されたくり
福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出されたくり
- 解除を申請する理由
別紙1、2のとおりです。

(別紙1)

1 出荷制限を解除する範囲

国から出荷を差し控えるよう指示（平成23年9月20日付け出荷制限指示）を受けている福島県伊達市で産出されるくり。

2 解除申請までの検査

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和3年3月26日付け原子力災害対策本部公表）を踏まえて策定した検査計画に基づき、緊急時環境放射線モニタリング検査を実施した。

なお、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った（別添伊ー1、2参照）。

3 解除後の出荷管理

(1) 出荷者の対策

ア 県は、これまでも出荷者に対して、出荷制限品目の取扱いを広報紙、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、各種業務活動を通じて出荷制限品目の取扱いについて周知徹底を図る。

イ 県は、出荷団体等に対して、出荷前に、出荷制限等が要請されている区域のくりでないことを確認し、入荷先の記録を保管するとともに、販売時に出荷容器に生産地名等（出荷団体名、生産者コード、生産地など出荷する形態に応じた必要事項）の記載を求める。

ウ 当該地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名、生産者、生産地を表示することとし、これにより生産物の生産地の絞り込みや流通の捕捉を可能とする。

(2) 解除後の検査

解除後において出荷が見込まれる場合、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に則して適切に緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、検査の結果を公表する。

(3) 出荷状況の把握

県は、関係機関と連携しながら出荷状況を生産者に確認するとともに、定期的に、農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているかを確認する。

(4) 出荷団体等への情報提供

県は、出荷制限等が要請された区域・品目について、出荷団体等に対し、当該品目を出荷・取扱いをしないよう周知する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

緊急時環境放射線モニタリング検査において基準値を超える検査結果が判明した場合、県は、伊達市、ふくしま未来農業協同組合、農産物直売所等に対して、直ちに当該地域のくりの出荷を自粛するよう要請するなど必要な措置を講じる。

(6) 新たな生産ほ場（生産者）への対応

自主検査等において基準値を下回り、安全性が確認された場合に、出荷できるものとする。

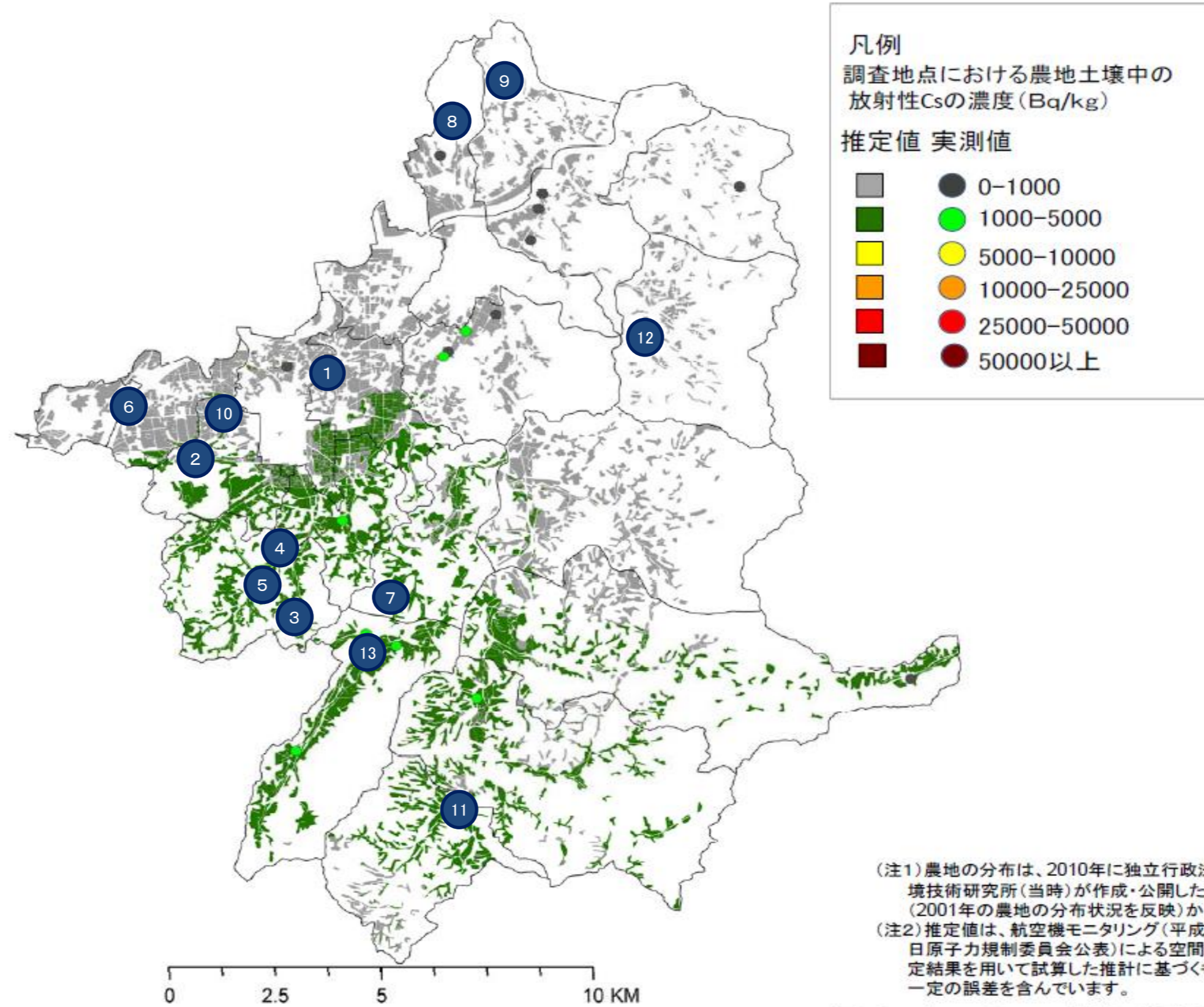
(別添伊-1)

品目名	番号	令和2年度		平成23年度 (基準値超過)の 検査結果(Bq/kg)	備考
		検査日	検査結果 (Bq/kg)		
くり	1	令和2年10月22日	ND(<6.7)	-	-
	2	令和2年10月22日	ND(<8.1)	-	-
	3	令和2年10月22日	8.5	-	-
	4	令和2年10月22日	12	-	-
	5	令和2年10月22日	ND(<8.8)	-	-
	6	令和2年10月22日	ND(<8.5)	-	-
	7	令和2年10月22日	ND(<8.1)	-	-
	8	令和2年10月22日	ND(<11.7)	-	-
	9	令和2年10月22日	ND(<7.9)	-	-
	10	令和2年10月22日	ND(<9.4)	-	-
	11	令和2年10月22日	ND(<7.1)	-	-
	12	令和2年10月22日	ND(<7.2)	-	-
	13	-	-	-	840

(別添伊-2)

採取地点位置図(伊達市・くり)

伊達市 農地土壌の放射性物質濃度推定図



(注1)農地の分布は、2010年に独立行政法人農業環境技術研究所(当時)が作成・公開した農地土壌図(2001年の農地の分布状況を反映)から作成。
(注2)推定値は、航空機モニタリング(平成31年3月8日原子力規制委員会公表)による空間線量率の測定結果を用いて試算した推計に基づくものであり、一定の誤差を含んでいます。

(平成30年11月15日時点に換算して作成)

(別紙2)

1 出荷制限を解除する範囲

国から出荷を差し控えるよう指示（平成23年9月20日付け出荷制限指示）を受けている福島県南相馬市（帰還困難区域を除く区域に限る。）で産出されるくり。

2 解除申請までの検査

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和3年3月26日付け原子力災害対策本部公表）を踏まえて策定した検査計画に基づき、緊急時環境放射線モニタリング検査を実施した。

なお、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った（別添南-1、2参照）。

3 解除後の出荷管理

(1) 出荷者の対策

ア 県は、これまでも出荷者に対して、出荷制限品目の取扱いを広報紙、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、各種業務活動を通じて出荷制限品目の取扱いについて周知徹底を図る。

イ 県は、出荷団体等に対して、出荷前に、出荷制限等が要請されている区域のくりでないことを確認し、入荷先の記録を保管するとともに、販売時に出荷容器に生産地名等（出荷団体名、生産者コード、生産地など出荷する形態に応じた必要事項）の記載を求める。

ウ 当該地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名、生産者、生産地等を表示することとし、これにより生産物の生産地の絞り込みや流通の捕捉を可能とする。

(2) 解除後の検査

解除後において出荷が見込まれる場合、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に則して適切に緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、検査の結果を公表する。

(3) 出荷状況の把握

県は、関係機関と連携しながら出荷状況を生産者に確認するとともに、定期的に、農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているかを確認する。

(4) 出荷団体等への情報提供

県は、出荷制限等が要請された区域・品目について、出荷団体等に対し、当該品目を出荷・取扱いをしないよう周知する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

緊急時環境放射線モニタリング検査において基準値を超える検査結果が判明した場合、県は、南相馬市、ふくしま未来農業協同組合、農産物直売所等に対して、直ちに当該地域のくりの出荷を自粛するよう要請するなど必要な措置を講じる。

(6) 新たな生産ほ場（生産者）への対応

自主検査等において基準値を下回り、安全性が確認された場合に、出荷できるものとする。

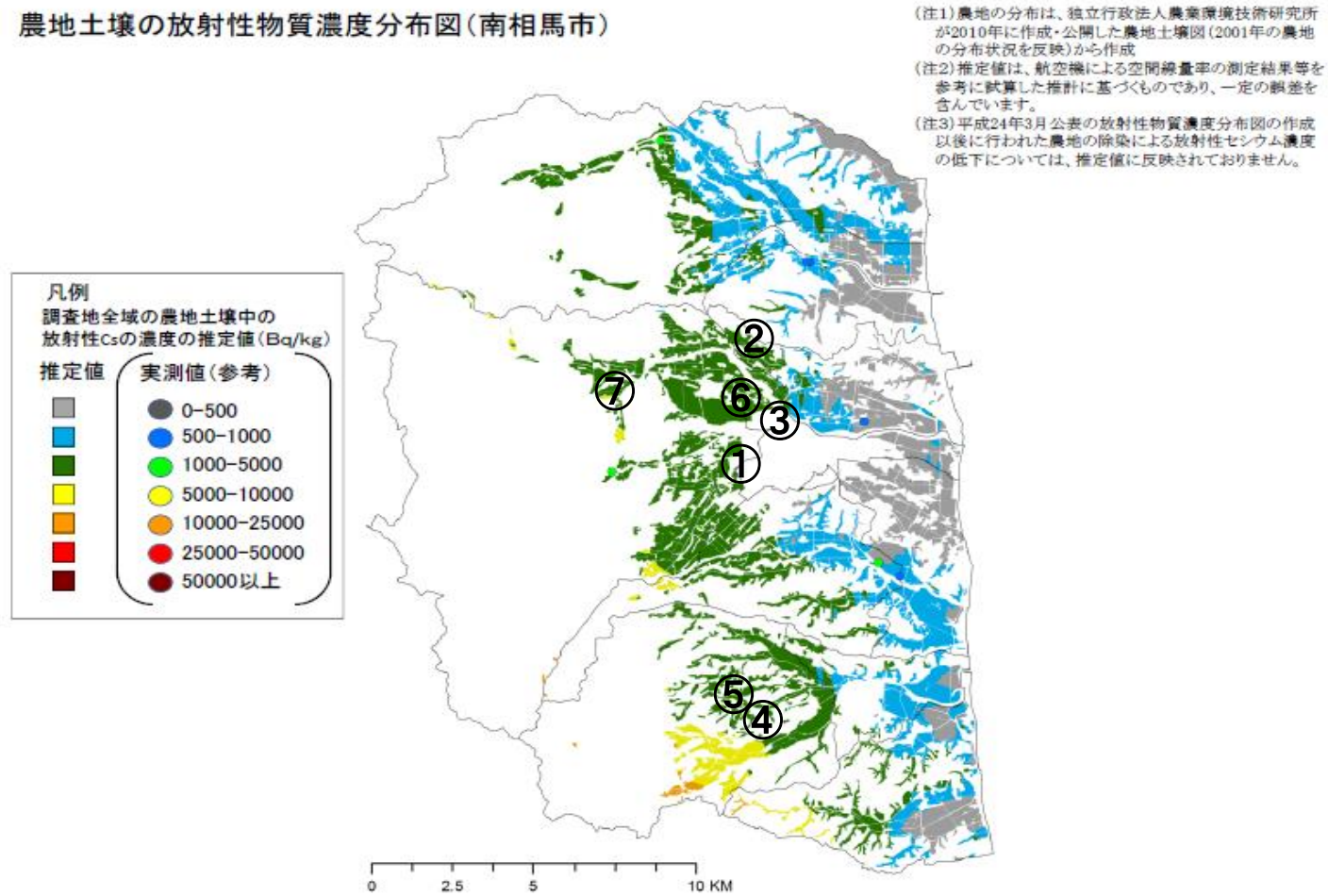
(別添南-1)

品目名	番号	令和2年度		平成23年度 (基準値超過)の 検査結果(Bq/kg)	備考
		検査日	検査結果 (Bq/kg)		
くり	1	令和2年10月29日	ND(<10.4)	-	-
	2	令和2年10月29日	ND(<8.2)	-	-
	3	令和2年10月29日	6	-	-
	4	令和2年10月29日	ND(<8.0)	-	-
	5	令和2年10月29日	3.8	-	-
	6	令和2年10月29日	5.4	-	-
	7	-	-	-	2,040

(別添南-2)

採取地点位置図(南相馬市:くり)

農地土壌の放射性物質濃度分布図(南相馬市)



申 請

令和3年 7月 27日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 殿

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に
基づく令和3年4月19日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
福島県会津若松市において産出される野生きのこ類（クリタケに限る）
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

(別紙1)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県会津若松市で産出される野生のきのこ類(クリタケに限る)(以下、「クリタケ(野生)」という)

2 検査状況

(1) 出荷制限指示

平成25年9月27日に県が会津若松市から採取されたサクラシメジ(野生)の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウム(220Bq/kg)が検出されたため、同年10月1日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、会津若松市に対し、同市において採取された野生のきのこについて、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同市から産出される野生のきのこを扱わないよう要請した。また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

(2) 現在までの検査結果(別表)

県は会津若松市と連携し、クリタケ(野生)の出荷制限解除に向け、平成29年10月から令和2年12月にかけて、同市のクリタケ(野生)の発生地点の詳細検査(モニタリング検査含む)を行い、67点を採取した。

これらを検査した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず(平均値:15.2Bq/kg、最大値:62Bq/kg)、一部を除いて基準値の2分の1を下回った。なお、62Bq/kgを検出した場所は次の年に10Bq/kgとなり、同市のクリタケ(野生)の放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、基準値を超過する確率(95パーセントタイル値:32.0Bq/kg)は低いと推定できることから、以下に示す出荷管理を行うことで出荷制限は解除されるべきと判断した。

3 福島県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 県は、クリタケ(野生)の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

イ 出荷されるクリタケ(野生)の安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。

ウ 過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

福島県と会津若松市は連携し、同市のクリタケ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷先（採取山林）、販売先の記録（生産者台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらおう。また、出荷実績のない生産者を把握した場合は、その都度台帳を更新する。

(3) 出荷制限地域のクリタケ（野生）が出荷されないことの確保

ア 生産者対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者への周知を行うよう要請する。

イ 流通対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のクリタケ（野生）を扱わないことや、市町村名の表示がないクリタケ（野生）については、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、クリタケ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに会津若松市のクリタケ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したクリタケ（野生）を回収、廃棄させる。

(5) 関係者への周知

福島県は会津若松市と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

福島県会津若松市クリタケ（腐生菌）検査結果

番号	市町村	平成29年			平成30年			令和1年			令和2年		
		番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	会津若松市	1	H29.10.24	21	26	H30.11.13	13						
2		2	H29.10.24	26									
3		3	H29.11.7	<8.0	22	H30.10.30	16						
4		4	H29.11.7	9.7	23	H30.10.30	9						
5		5	H29.11.10	30	20	H30.10.30	<7.2						
6		6	H29.11.10	26	21	H30.10.30	12						
7		7	H29.11.10	21	19	H30.10.30	35						
8		8	H29.11.10	13	18	H30.11.2	10						
9		9	H29.11.10	62									
10		10	H29.11.10	<8.5	27	H30.11.13	23						
11		11	H29.12.1	<7.95									
12		12	H29.12.1	13	24	H30.11.9	<10						
13					13	H30.10.18	<7.5						
14					14	H30.11.2	<8.95						
15					15	H30.11.2	15						
16					16	H30.11.2	8.7						
17					17	H30.11.2	20						
18					25	H30.11.13	18						
19					28	H30.11.13	12						
20					29	H30.11.16	8.8	40	R1.11.12	<8.6			
21					30	H30.11.16	<8.15						
22					31	H30.11.16	16						
23					32	H30.11.27	13						
24								33	R1.10.28	30			
25								34	R1.11.5	14			
26								35	R1.11.8	5.8			
27								36	R1.11.8	7.5			
28								37	R1.11.8	16			
29								38	R1.11.8	42			
30								39	R1.11.8	17			
31								41	R1.11.12	7.9			
32								42	R1.11.15	8			
33								43	R1.11.15	<7.35			
34								44	R1.11.15	7.4			
35								45	R1.11.15	8.5			
36								46	R1.11.15	7.1			
37								47	R1.11.15	6.7			
38								48	R1.11.15	<6.9			
39								49	R1.11.15	<7.75			
40								50	R1.11.20	40			
41								51	R1.11.20	15			
42								52	R1.11.20	15			
43								53	R1.11.29	13			
44								54	R1.11.29	22			
45								55	R1.11.29	19			
46											56	R2.11.20	35
47											57	R2.11.20	17
48											58	R2.11.20	12
49											59	R2.11.20	21
50											60	R2.11.20	12
51											61	R2.12.1	8.8
52											62	R2.12.1	9.8
53											63	R2.12.1	<5.8
54											64	R2.12.1	<8.7
55											65	R2.12.1	7.6
56											66	R2.12.1	13
										67	R2.12.1	20	

福島県会津若松市クリタケ(腐生菌)検査結果

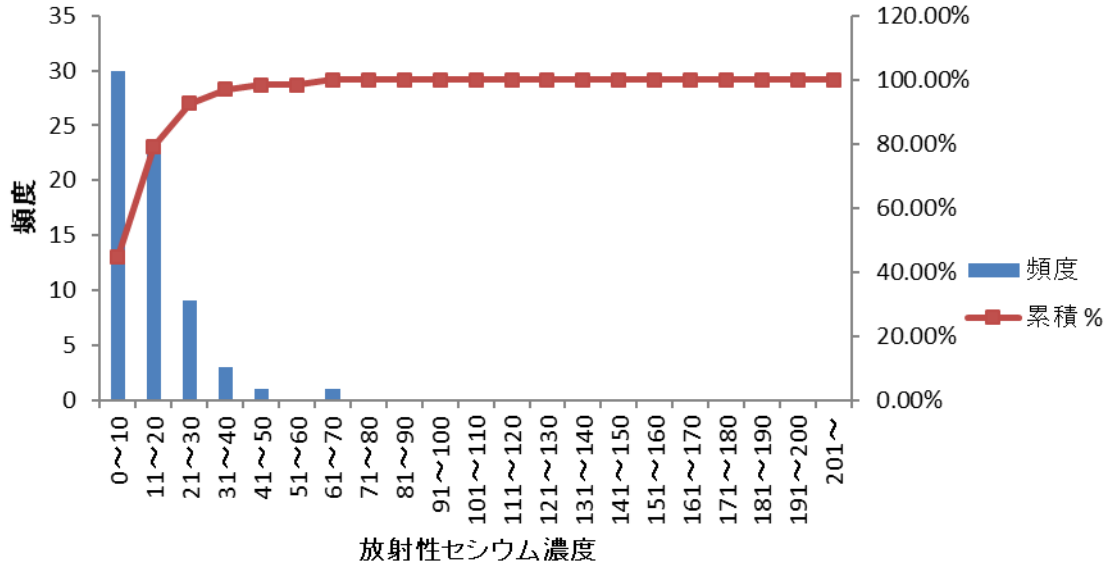
番号	市町村	平成 29 年-令和 2 年	
		測定日	Cs 合計 (Bq/kg)
1	会津若松市	H29.10.24	21
2		H29.10.24	26
3		H29.11.7	<8.0
4		H29.11.7	9.7
5		H29.11.10	30
6		H29.11.10	26
7		H29.11.10	21
8		H29.11.10	13
9		H29.11.10	<8.5
10		H29.11.10	62
11		H29.12.1	<7.95
12		H29.12.1	13
13		H30.10.18	<7.5
14		H30.11.2	<8.95
15		H30.11.2	15
16		H30.11.2	8.7
17		H30.11.2	20
18		H30.11.2	10
19		H30.10.30	35
20		H30.10.30	<7.2
21		H30.10.30	12
22		H30.10.30	16
23		H30.10.30	9
24		H30.11.9	<10.0
25		H30.11.13	18
26		H30.11.13	13
27		H30.11.13	23
28		H30.11.13	12
29		H30.11.16	8.8
30		H30.11.16	<8.15
31		H30.11.16	16
32		H30.11.27	13
33		R1.10.28	30
34		R1.11.5	14
35		R1.11.8	5.8

36	R1.11.8	7.5
37	R1.11.8	16
38	R1.11.8	42
39	R1.11.8	17
40	R1.11.12	<8.6
41	R1.11.12	7.9
42	R1.11.15	8
43	R1.11.15	<7.35
44	R1.11.15	7.4
45	R1.11.15	8.5
46	R1.11.15	7.1
47	R1.11.15	6.7
48	R1.11.15	<6.9
49	R1.11.15	<7.75
50	R1.11.20	40
51	R1.11.20	15
52	R1.11.20	15
53	R1.11.29	13
54	R1.11.29	22
55	R1.11.29	19
56	R2.11.20	35
57	R2.11.20	17
58	R2.11.20	12
59	R2.11.20	21
60	R2.11.20	12
61	R2.12.1	8.8
62	R2.12.1	9.8
63	R2.12.1	<5.8
64	R2.12.1	<8.7
65	R2.12.1	7.6
66	R2.12.1	13
67	R2.12.1	20

実測値	
平均値	15.2
最大値	62
最小値	5.8
中央値	12
標準偏差	10.2
95パーセンタイル値	32.0
標本数	67

注：<(不検出)のデータには、検出限界値の 1/2 を代入して計算。

クリタケ(腐生菌)のセシウム濃度 (福島県会津若松市)



クリタケ(腐生菌)のセシウム濃度の推移 (福島県会津若松市)

